

年度別採用税率調

年度別採用税率調

科目\年度	平成3～5年度		平成6年度		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11～14年度	平成15年度
個人均等割	市民税 2,000円					市民税 2,500円				
	道民税 700円					道民税 1,000円				
個人所得割	課税所得金額				課税所得金額		課税所得金額		課税所得金額	
	160万円以下 3%				200万円以下 3%		市民税		市民税	
法人均等割	160万円超 8%				200万円超 8%		200万円以下 3%		200万円以下 3%	
	550万円以下 11%				700万円以下 11%		200万円超 8%		200万円超 8%	
	道民税				道民税		700万円以下 12%		700万円以下 10%	
	550万円以下 2%				700万円以下 2%		道民税	特別減税の実施	道民税	
	550万円超 4%				700万円超 4%		700万円以下 2%	納税者本人 17,000円	700万円以下 2%	
	(退職所得分離課税は法定税率による)				(退職所得分離課税は法定税率による)		700万円超 3%	扶養親族等1人につき	700万円超 3%	
					(退職所得分離課税は法定税率による)		(退職所得分離課税は法定税率による)	8,500円	定率による税額控除の実施	
					(所得割の15%の特別減税の実施。但し、2万円限度)				所得割の15% ただし4万円限度	
法人均等割	資本等の金額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人		(1) 資本等の金額が50億円を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの							
	3,000,000円		3,000,000円							
	資本等の金額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人		(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの							
	1,750,000円		1,750,000円							
	資本金の金額が10億円を超え従業員数が50人以下及び資本等の金額が1億円を超え、10億円以下で従業員数が50人を超える法人		(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの							
	400,000円		410,000円							
	資本等の金額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を超える法人		(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの							
	150,000円		400,000円							
	資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下及び資本等の金額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人		(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの							
	120,000円		160,000円							
法人均等割	その他の法人等		(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの							
	40,000円		150,000円							
			(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの							
			130,000円							
			(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの							
			120,000円							
			(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等							
			50,000円							
法人税割	100分の14.5									
固定資産税	100分の1.4									
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下		1,000円							
	50cc超90cc以下		1,200円							
	90cc超125cc以下		1,600円							
	ミニカー		2,500円							
	軽自動車 2輪のもの		2,400円							
	3輪のもの		3,100円							
	4輪以上 営業用 5,500円 自家用のもの		7,200円							
	3,000円		4,000円							
	もつぱら雪上を走行するもの		2,400円							
	小型特殊自動車 農耕作業用		1,600円							
市たばこ税	その他のもの		4,700円							
	2輪の小型自動車		4,000円							
	1,000本当り 1,997円						1,000本当り 2,434円		1,000本当り 2,668円	1,000本当り 2,977円
	旧3級品						旧3級品		旧3級品	旧3級品
	1,000本当り 948円						1,000本当り 1,155円		1,000本当り 1,266円	1,000本当り 1,412円
									平成11年5月1日改正	平成15年7月1日改正
特別土地保有税	土地の保有 100分の1.4									
入湯税	土地の取得 100分の3									新たな課税の停止
	宿泊 150円									
	日帰 50円									
	修学旅行 50～30円									
	療養者 30円									
都市計画税	100分の0.3									

年度別採用税率調

年 科 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 ～	平成22年度～	平成25年度	平成26年度
個人均等割	市民税 3,000円 道民税 1,000円							市民税 3,500円 道民税 1,500円 (東日本大震災の復興を踏まえて、緊急に帯広市・北海道が実施する防災のための施策に要する費用の財源とするため、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、市・道民税均等割にそれぞれ500円が加算されるもの。)
個人所得割				課税所得金額 市民税 一律 6% 道民税 一律 4% 定率による税額控除の廃止				
			所得割の7.5% ただし2万円限度					
法人均等割	(1) 資本金等の金額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 (1) 資本金等の金額が50億円を超える (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 410,000円 (3) 資本金等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 400,000円 (4) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 160,000円 (5) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 150,000円 (6) 資本金等の金額が10億円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 130,000円 (7) 資本金等の金額が10億円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (8) 資本金等の金額が10億円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 50,000円	(1)～(8)の資本金等の金額を資本金等の額に改正		(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数が50人以下のもの 50,000円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を越え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を越えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円				
法人税割								100分の11.9 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から)
固定資産税								
軽自動車税								
市たばこ税		1,000本当たり 2,977円 旧3級品 1,000本当たり 1,412円 平成15年7月1日改正	1,000本当たり 3,298円 旧3級品 1,000本当たり 1,564円 平成18年7月1日改正			1,000本当たり 4,618円 旧3級品 1,000本当たり 2,190円 平成22年10月1日改正	1,000本当たり 5,262円 旧3級品 1,000本当たり 2,495円 平成25年4月1日改正	
特別土地保有税								
入湯税								
都市計画税								

年度別採用税率調

科目 \ 年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																																																																																												
個人均等割																																																																																																																																																
個人所得割																																																																																																																																																
法人均等割		※「資本金等の額」は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいい、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。																																																																																																																																														
法人税割																																																																																																																																																
固定資産税																																																																																																																																																
軽自動車税(環境性能割)																																																																																																																																																
軽自動車税(種別割)	<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税 率</th></tr><tr><td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>2輪</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>雪上車</td><td>2,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">小 型 特 殊</td><td>農耕作業用</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>自 動 車 其 他</td><td>4,700円</td></tr><tr><td colspan="2">2輪の小型自動車</td><td>4,000円</td></tr><tr><td colspan="3">初度検査がH27.3.31まで</td></tr><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税 率</th></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>3輪</td><td>3,100円</td></tr><tr><td rowspan="3">4輪</td><td>乗用 営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>4,000円</td></tr><tr><td colspan="3">初度検査がH27.4.1から</td></tr><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税 率</th></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td>3輪</td><td>3,900円</td></tr><tr><td rowspan="3">4輪</td><td>乗用 営業用</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>貨物 自家用</td><td>5,000円</td></tr></table>	車 種		税 率	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	雪上車	2,400円	小 型 特 殊	農耕作業用	1,600円	自 動 車 其 他	4,700円	2輪の小型自動車		4,000円	初度検査がH27.3.31まで			車 種		税 率	軽自動車	3輪	3,100円	4輪	乗用 営業用	5,500円	自家用	7,200円	営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	初度検査がH27.4.1から			車 種		税 率	軽自動車	3輪	3,900円	4輪	乗用 営業用	6,900円	自家用	10,800円	営業用	3,800円	貨物 自家用	5,000円	<table><tr><th colspan="2">車 種</th><th>税 率</th></tr><tr><td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車 (4輪・3輪以外)</td><td>2輪</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>雪上車</td><td>3,600円</td></tr><tr><td rowspan="2">小 型 特 殊</td><td>農耕作業用</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>自 動 車 其 他</td><td>5,900円</td></tr><tr><td colspan="2">2輪の小型自動車</td><td>6,000円</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">車 種</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><th>初度検査が ～H27.3.31</th><th>H27.4.1～ 初度検査から 13年経過</th></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>3輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪</td><td>乗用 営業</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>自家</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>営業</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>自家</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td></tr></table> グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">軽自動車の 種類</th><th colspan="3">税 率</th></tr><tr><th>新税率の 75%軽減</th><th>新税率の 50%軽減</th><th>新税率の 25%軽減</th></tr><tr><td colspan="2">3輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">4輪</td><td rowspan="4">乗用</td><td>営業</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>営業</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table>	車 種		税 率	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽自動車 (4輪・3輪以外)	2輪	3,600円	雪上車	3,600円	小 型 特 殊	農耕作業用	2,000円	自 動 車 其 他	5,900円	2輪の小型自動車		6,000円	車 種		税 率		初度検査が ～H27.3.31	H27.4.1～ 初度検査から 13年経過	軽自動車	3輪	3,100円	3,900円	4輪	乗用 営業	5,500円	6,900円	自家	7,200円	10,800円	営業	3,000円	3,800円	自家	4,000円	5,000円	軽自動車の 種類		税 率			新税率の 75%軽減	新税率の 50%軽減	新税率の 25%軽減	3輪		1,000円	2,000円	3,000円	4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円	自家	2,700円	5,400円	8,100円	営業	1,000円	1,900円	2,900円	自家	1,300円	2,500円	3,800円		
	車 種		税 率																																																																																																																																													
	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円																																																																																																																																													
		50cc超90cc以下	1,200円																																																																																																																																													
		90cc超125cc以下	1,600円																																																																																																																																													
		ミニカー	2,500円																																																																																																																																													
	軽自動車	2輪	2,400円																																																																																																																																													
		雪上車	2,400円																																																																																																																																													
	小 型 特 殊	農耕作業用	1,600円																																																																																																																																													
		自 動 車 其 他	4,700円																																																																																																																																													
2輪の小型自動車		4,000円																																																																																																																																														
初度検査がH27.3.31まで																																																																																																																																																
車 種		税 率																																																																																																																																														
軽自動車	3輪	3,100円																																																																																																																																														
	4輪	乗用 営業用	5,500円																																																																																																																																													
		自家用	7,200円																																																																																																																																													
		営業用	3,000円																																																																																																																																													
貨物 自家用	4,000円																																																																																																																																															
初度検査がH27.4.1から																																																																																																																																																
車 種		税 率																																																																																																																																														
軽自動車	3輪	3,900円																																																																																																																																														
	4輪	乗用 営業用	6,900円																																																																																																																																													
		自家用	10,800円																																																																																																																																													
		営業用	3,800円																																																																																																																																													
貨物 自家用	5,000円																																																																																																																																															
車 種		税 率																																																																																																																																														
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000円																																																																																																																																														
	50cc超90cc以下	2,000円																																																																																																																																														
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																																																																														
	ミニカー	3,700円																																																																																																																																														
軽自動車 (4輪・3輪以外)	2輪	3,600円																																																																																																																																														
	雪上車	3,600円																																																																																																																																														
小 型 特 殊	農耕作業用	2,000円																																																																																																																																														
	自 動 車 其 他	5,900円																																																																																																																																														
2輪の小型自動車		6,000円																																																																																																																																														
車 種		税 率																																																																																																																																														
		初度検査が ～H27.3.31	H27.4.1～ 初度検査から 13年経過																																																																																																																																													
軽自動車	3輪	3,100円	3,900円																																																																																																																																													
	4輪	乗用 営業	5,500円	6,900円																																																																																																																																												
自家		7,200円	10,800円																																																																																																																																													
営業		3,000円	3,800円																																																																																																																																													
自家		4,000円	5,000円																																																																																																																																													
軽自動車の 種類		税 率																																																																																																																																														
		新税率の 75%軽減	新税率の 50%軽減	新税率の 25%軽減																																																																																																																																												
3輪		1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																												
4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																																																											
		自家	2,700円	5,400円	8,100円																																																																																																																																											
		営業	1,000円	1,900円	2,900円																																																																																																																																											
		自家	1,300円	2,500円	3,800円																																																																																																																																											
市たばこ税		1,000本当り 5,262円 旧3級品1,000本当り 2,925円	1,000本当り 5,262円 旧3級品 1,000本当り 3,355円	1,000本当り 5,692円 平成30年10月1日改正 旧3級品1,000本当り 4,000円 平成30年4月1日改正																																																																																																																																												
特別土地保有税																																																																																																																																																
入湯税																																																																																																																																																
都市計画税																																																																																																																																																

年度別採用税率調

科目\年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																														
個人均等割																																																																																																																		
個人所得割																																																																																																																		
法人均等割																																																																																																																		
法人税割	100分の8.2 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)																																																																																																																	
固定資産税																																																																																																																		
軽自動車税 (環境性能割)	<table><tr><th>乗用車</th><th>自家用</th><th>(軽減後)</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>R2燃費基準 +10%</td></tr><tr><td>R2燃費基準</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +10%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2">1.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr><tr><th>貨物車</th><th>自家用</th><th></th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +10%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2"></td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table> ※臨時的軽減による税率 令和3年3月 末まで 免税点：取得価格500,000円以下 ※令和元年10月から導入	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R2燃費基準 +10%	R2燃費基準	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	1.0%	上記以外	2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	H27燃費基準 +20%	H27燃費基準 +15%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +10%	2.0%		1.0%	上記以外	2.0%		<table><tr><th>乗用車</th><th>自家用</th><th>(軽減後)</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>R12燃費基準 75%</td></tr><tr><td>R12燃費基準 60%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>R12燃費基準 55%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2">1.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr><tr><th>貨物車</th><th>自家用</th><th></th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +25%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td><td>1.0%</td><td></td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td rowspan="2"></td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table> ※臨時的軽減による税率 令和3年12月 末まで	乗用車	自家用	(軽減後)	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	R12燃費基準 75%	R12燃費基準 60%	1.0%		0.5%	R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	1.0%	上記以外	2.0%	貨物車	自家用		営業用	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	H27燃費基準 +25%	H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%	H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%	上記以外	2.0%	<table><tr><th>乗用車</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>R12燃費基準 75%</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R12燃費基準 60%</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>R12燃費基準 55%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr><tr><th>貨物車</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車等</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +25%</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H27燃費基準 +20%</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>H27燃費基準 +15%</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2.0%</td></tr></table>	乗用車	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	R12燃費基準 75%			R12燃費基準 60%	1.0%	0.5%	R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	貨物車	自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	H27燃費基準 +25%			H27燃費基準 +20%	1.0%	0.5%	H27燃費基準 +15%	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																															
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																															
R2燃費基準 +10%																																																																																																																		
R2燃費基準	1.0%		0.5%																																																																																																															
H27燃費基準 +10%	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																															
上記以外			2.0%																																																																																																															
貨物車	自家用		営業用																																																																																																															
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																															
H27燃費基準 +20%																																																																																																																		
H27燃費基準 +15%	1.0%		0.5%																																																																																																															
H27燃費基準 +10%	2.0%		1.0%																																																																																																															
上記以外			2.0%																																																																																																															
乗用車	自家用	(軽減後)	営業用																																																																																																															
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																															
R12燃費基準 75%																																																																																																																		
R12燃費基準 60%	1.0%		0.5%																																																																																																															
R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%	1.0%																																																																																																															
上記以外			2.0%																																																																																																															
貨物車	自家用		営業用																																																																																																															
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																																																																																															
H27燃費基準 +25%																																																																																																																		
H27燃費基準 +20%	1.0%		0.5%																																																																																																															
H27燃費基準 +15%	2.0%		1.0%																																																																																																															
上記以外			2.0%																																																																																																															
乗用車	自家用	営業用																																																																																																																
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																																																
R12燃費基準 75%																																																																																																																		
R12燃費基準 60%	1.0%	0.5%																																																																																																																
R12燃費基準 55%	2.0%	1.0%																																																																																																																
上記以外		2.0%																																																																																																																
貨物車	自家用	営業用																																																																																																																
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																																																
H27燃費基準 +25%																																																																																																																		
H27燃費基準 +20%	1.0%	0.5%																																																																																																																
H27燃費基準 +15%	2.0%	1.0%																																																																																																																
上記以外		2.0%																																																																																																																
軽自動車税 (種別割)				<table><tr><th colspan="5">グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)</th></tr><tr><th colspan="2" rowspan="2">軽自動車の種類</th><th colspan="3">税率</th></tr><tr><th>新税率の75%軽減</th><th>新税率の50%軽減</th><th>新税率の25%軽減</th></tr><tr><td rowspan="2">3輪</td><td></td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">4輪</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家</td><td>2,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業</td><td>1,000円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自家</td><td>1,300円</td><td></td><td></td></tr></table>	グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)					軽自動車の種類		税率			新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減	3輪		1,000円							4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円	自家	2,700円			貨物	営業	1,000円			自家	1,300円																																																																							
グリーン化特例(一定の環境性能を有する場合)																																																																																																																		
軽自動車の種類		税率																																																																																																																
		新税率の75%軽減	新税率の50%軽減	新税率の25%軽減																																																																																																														
3輪		1,000円																																																																																																																
4輪	乗用	営業	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																																													
		自家	2,700円																																																																																																															
	貨物	営業	1,000円																																																																																																															
		自家	1,300円																																																																																																															
市たばこ税	旧3級品1,000本当り 5,692円 令和元年10月1日改正 (特例税率廃止により、税率1本化)	1,000本当り 6,122円 令和2年10月1日改正	1,000本当り 6,552円 令和3年10月1日改正																																																																																																															
特別土地保有税																																																																																																																		
入湯税																																																																																																																		
都市計画税																																																																																																																		

年度別採用税率調

年 科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
個人均等割		市民税 3,000円 道民税 1,000円 森林環境税 1,000円				
個人所得割						
法人均等割						
法人税割						
固定資産税						
軽自動車税 (環境性能割)						
軽自動車税 (種別割)	特定小型原動機付自転車の種別区分の見直し。 ミニカーの区分から特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。		新基準原付の創設			
	特定小型原動機付自転車					
	原動機付自転車区分	税率 (年額)		改正前	改正後	
	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)	2,000円		二輪	二輪、三輪	
	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円		非該当	非該当	
	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円		非該当	非該当	
	オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円		三輪、四輪	四輪	
	軽自動車税種別割に係るグリーン化特例(軽課)の適用期限の延長 環境性能の良い車両の普及の観点から、グリーン化特例(軽課)の適用期限を最大3年間延長する。					
	軽減割合	用途		適用対象者	取得時期	延長期間
	75%	自家用 営業用		電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	R8.3.31まで	3年
50%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準90%達成車	R8.3.31まで	3年		
25%	営業用	排ガス基準及び2030年度基準70%達成車	R7.3.31まで	2年		
市たばこ税						
特別土地保有税						
入湯税						
都市計画税						